

# ネパールオンラインセミナー（国際私法, 不法行為, 公判前整理手続）

国際協力部教官

矢尾板 隼

## 第1 今回のセミナーに至る背景

ネパール連邦民主共和国（以下「ネパール」という。）では、民事・刑事の実体法・手続法の全てを網羅する国法典（ムルキ・アイン）が1853年に成立したとされ、長く効力を有していた。1963年には新ムルキ・アインが制定されたが、これも依然として、実体法・手続法を包摂する巨大法典であった。2008年に君主制が廃止されると、その解体・再構築が進められ、2017年10月、民法<sup>1</sup>、民事訴訟法、刑法、量刑法<sup>2</sup>及び刑事訴訟法の「新5法」が制定され、2018年8月17日にはこれらが施行された。

国際協力部は、この「新5法」制定の過程で、独立行政法人国際協力機構（JICA）と共に民法の起草支援を行ったほか、刑事の分野においても、2009年以降、現地セミナーや国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）との共催で検察官等を対象とした共同研究を実施してきた。

こうした取り組みの中で、さらに、国際協力部は、ネパール最高裁判所（以下「最高裁」という。）及び国家司法学院（National Judicial Academy 以下「NJA」という。）との共催で、2018年5月に仮釈放、保護観察及び量刑に関するワークショップ<sup>3</sup>を、同年8月に令状制度及び公判前整理手続に関するワークショップをそれぞれ実施し、2019年8月には、最高裁が主催するワークショップにおいて公判前整理手続、不法行為及び契約法をテーマとして講演を行ったほか、JICAが最高裁判所法曹協会と共催したワークショップにおいても、不法行為、国際私法等をテーマとして講演を行った<sup>4</sup>。また、同年12月には再び最高裁とNJAとの共催により、国際私法、不法行為及び財産法に関するワークショップを行ったほか、National Law Collegeにおいて、日本の民事訴訟手続に関する知見を共有するために模擬裁判<sup>5</sup>を実施した。

このように、2018年、2019年と継続して、日本から民法学者ないし国際協力部部長・教官がネパールに出張しワークショップ等を実施してきたが、2020年は周知のとおり、新型コロナウイルス感染症の猛威が世界を襲い、国際的な人の往来が極めて困難な状況となったため、従前同様のワークショップを実施することはできなくなった。新型コロナウイルス感染症の影響は、我々の生活全般に極めて重大な影響をもたらし、法制度整備支援の分野においてもそれは例外ではないが、反面、オンライン会議ツールの活用も一気に広まり、幸いにして、ネパール最高裁及びNJAと

<sup>1</sup> 新民法の概要については、ICD NEWS 第77号156頁以降を参照されたい。

<sup>2</sup> 量刑法については、ICD NEWS 第77号192頁以降で解説されている。

<sup>3</sup> このワークショップについては、ICD NEWS 第76号168頁以降で紹介されている。

<sup>4</sup> これらのワークショップについては、ICD NEWS 第81号110頁以降で紹介されている。

<sup>5</sup> このワークショップ及び模擬裁判については、ICD NEWS 第82号96頁以降で紹介されている。

国際協力部との共催により、ネパールとの関係では初めての、オンラインセミナーを実施することができた。

本稿は、このオンラインセミナーについて紹介するものである。

## 第2 オンラインセミナー

### 1 概要

2020年12月2日、オンライン会議ツールである Microsoft Teams を利用し、実施された。

従前のワークショップも踏まえ、依然ネパール実務家に関心の高い国際私法、不法行為のほか、前記「新5法」の一つ、刑事訴訟法で新たに定められた公判前整理手続をテーマとして取り上げ、国際協力部からの発表を行った。

ネパール側から、カトマンズ近郊の District Court の District Judge、最高裁の Bench Officer 及び各裁判所の Section Officer<sup>6</sup>ら及びNJAの Director らが参加し、日本側からは国際協力部から講師として参加したほか、講師以外の同部教官やUNAFEI教官、JICA関係者にも聴講としての参加を受け、オンラインセミナーならではの多数の参加者を得て開催された。

### 2 内容

- (1) オープニングでは、最高裁の Chief Registrar である Nripa Dhwoj Niroula 氏が、本セミナーのテーマである、国際私法・不法行為・公判前整理手続が、いずれも、制定された「新5法」の関係で重要なテーマであり、実りある議論を期待する旨のスピーチを行った。
- (2) まず、国際協力部森永部長が、2019年12月のワークショップの続きである、として国際私法をテーマに講演を行った。ここでは、国際私法は基本的に国内法であり、複数の国の国内法が互いに抵触する場合にどのように調和を図るかの問題であること、準拠法をどのように特定し、外国法を適用する場合にどのように解釈するかが問題となることを説明し、例として公序良俗原則が問題となった事例を紹介しながら、その適否あるいは適用されない場合の処理について言及がなされた<sup>7</sup>。
- (3) 次に、下道教官が、不法行為における一般法と特別法についての講演を行った。ここでは、まず、一般法と特別法についての一般的な説明として、特別法は特定の問題に対処するために制定されているものであり一般法に優先することの説明がなされた上、不法行為における特別法について、日本の例を紹介しつつ、ネパールの民法上の不法行為と自動車輸送管理法<sup>8</sup>についての考察を示した。ネパール民法では、不法行為責任を追及するためには故意又は過失が要求されているが、” actual loss

<sup>6</sup> Section Officer は、その多くが将来は裁判官となる立場の者であり、今回の参加者の中では若手の（キャリアの浅い）職位である。

<sup>7</sup> 新民法では、最後の Part6 に国際私法についての規定がある。なお、新民法の英訳は、ネパール司法省（Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs）のウェブサイトに掲載されている。

<sup>8</sup> Motor Vehicles and Transport Management Act, 2049(1993)。

or damage” という限定があるほか賠償額には上限がない<sup>9</sup>のに対し、自動車輸送管理法では、条文上過失が要件となっていないが、賠償額が、保険と同額に5000ルピー（後遺障害のある場合。死亡事故の場合は1万ルピー）を加えた額に限定されている<sup>10</sup>。被害者保護の観点から、被害者が民法上の責任と自動車輸送管理法上の責任の両方を選択的に追及できるようにするという解決方法も考えられ、これを可能にするための解釈が試みられた。

(4) 最後に、当職が、公判前整理手続についての講演を行った。ここでは、新刑事訴訟法で公判前整理手続の規定が入ったとはいえ、実務的にはいまだ活用されていないようであったため、手続の概要を説明した上、制度の利点として、審理が促進されること、証拠調べ（とりわけ証人尋問）が充実化することなどについて説明した。

(5) 質疑応答の時間には、まず、国際私法に関して、公序良俗原則を用いる基準があるのかとの質問があり、森永部長より、そのような基準はなく、国際私法における公序良俗原則の概念は、国内法におけるそれよりも狭いという回答がなされた。

また、不法行為に関連して、不法行為にも故意又は過失が要求されているところ、民事の不法行為責任と刑法上の責任において過失に違いがあるかとの質問があり<sup>11</sup>、下道教官より、過失の判断について民事の基準と刑事の基準は似ているが、立証が求められる程度は異なっており、刑事手続の方が求められる程度は高くなる旨の回答がなされた。

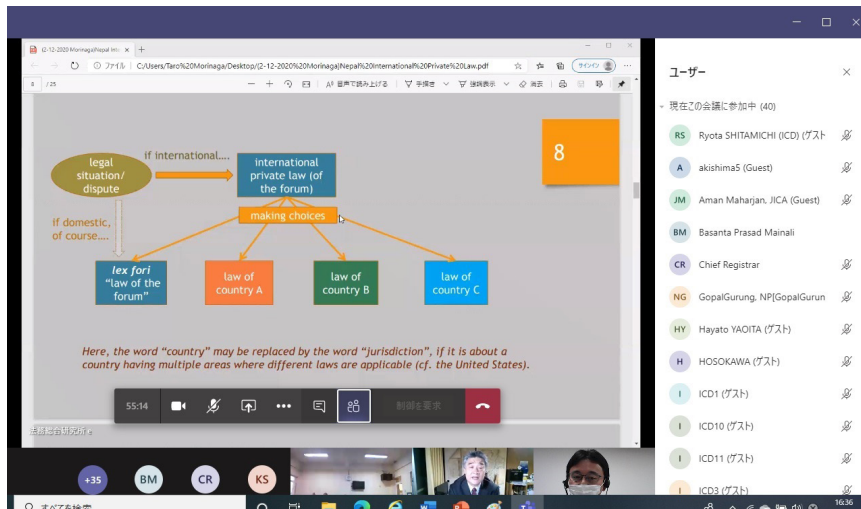
そして、公判前整理手続に関しても、同手続を設定する基準があるのか、あるいは裁判所だけがこれを設定できるのかとの質問があり、当職より、裁判員裁判の場合には義務的に同手続を行うが、それ以外の場合には任意的であること、また、当事者が同手続に付することを請求する権利がある旨の回答を行った。

(6) クロージングでは、N J AのDirectorであるShreekrishna Mulmi氏から謝辞が述べられ、森永部長より、最高裁及びN J Aに対する感謝と、現在の困難な状況によって引き裂かれていても再び協力できることを確信しているとの言葉が述べられた。

<sup>9</sup> 民法 682 条 3 項。

<sup>10</sup> 自動車輸送管理法 163 条 1 項。

<sup>11</sup> ネパールでは、刑罰の一種として被害者への損害賠償が規定されている。この点につき、前掲 ICD NEWS 第 77 号 198 頁参照。



【森永部長による講演の様子】



【国際法務総合センターから講演を配信していた様子（写真右は当職）】

### 第3 所感

- 1 まず、何よりも、コロナ禍により人の交流が困難となり、これまで継続してきた形式のワークショップができなくなった中でも、ネパール側と日本側の協力関係を明確に示すことができる本セミナーを実施できたことには重要な意義がある。直接顔を合わせ、言葉を交わし、互いの「温度」を感じて交流を深めることが何にも代え難い価値を有していることは、コロナ禍の中で改めて万人に認識されたところではあるが、IT技術の活用により、これまで長きにわたって築き上げてきた協力関係を絶やすことなく継続した活動を協同して実施できたことは何よりの喜びであり、今後もこうしたセミナーを継続していきたい。
- 2 テーマについては、本セミナーで取り上げたテーマはいずれも、分野としては過去の

ワークショップ等で触れられたものであるが、違った側面、説明方法などで言及されたものであり、ネパール側からも積極的な質問がなされたことから依然関心の高いテーマであることが認められ、双方にとって実りのあるセミナーであったと考えられる。

- 3 今回、初のオンラインセミナーであったため、全体の時間をかなり絞って実施した。オンラインで講演等を行う場合、視聴する側の負担等から長時間の講演を行うことは困難だが、オンラインであっても会議ツールによってはグループディスカッションを行うこともできるため、双方向の議論をプログラムとして加え、より長時間のセミナーを行うことも検討する必要がある（その場合に個々の参加者のネットワーク環境の確保という観点も当然重要となる。）。国際協力部では、今後も、継続的に最高裁及びN J Aと連携してワークショップやセミナーを開催する予定であるため、オンラインの利点を生かしながら、より充実した活動を行っていきたい。